

令和3年度

相模原市川尻財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

相模原市監査委員

令和 4 年 8 月 5 日

相模原市川尻財産区管理者
相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

令和 3 年度相模原市川尻財産区特別会計歳入歳出決算の審査意見について(提出)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された令和 3 年度相模原市川尻財産区特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以 上

令和3年度相模原市川尻財産区特別会計歳入歳出決算審査意見

目 次

第1	相模原市監査基準への準拠	3
第2	審査の種類	3
第3	審査の期間	3
第4	審査の対象	3
第5	審査の着眼点	3
第6	審査の実施手続	3
第7	審査の結果	3
第8	審査の意見	3
第9	審査の内容	4
1	決算の概要	4
(1)	歳入	4
(2)	歳出	7
2	実質収支に関する調書	9
3	財産に関する調書	9
別紙	特別会計歳入歳出決算審査着眼点	11

- (注) 1 文中に用いた金額及び面積は、単位未満は切り捨てた。
また、表中に用いた金額のうち千円単位については、原則として単位未満は切り捨てた。このため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 比率は、原則小数点第2位を四捨五入した。このため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中に用いる「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は次のとおりである。
「0.0」…… 該当数値はあるが単位未満のもの
「100.0」…… 単位未満を四捨五入したもの
「△」…… 収支不足額を示し、又は増減では減を示すもの
「－」…… 算出不能、該当数値のないものなど
- 5 前年度に対する増減比率で、前年度に数値がなく全額増加した比率については「皆増」、当年度に数値がなく全額減少した比率については「皆減」と表記した。

第1 相模原市監査基準への準拠

令和3年度相模原市川尻財産区特別会計歳入歳出決算の審査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

第2 審査の種類

特別会計歳入歳出決算審査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定による審査)

第3 審査の期間

令和4年7月1日から同年8月3日まで

第4 審査の対象

- 1 令和3年度相模原市川尻財産区特別会計歳入歳出決算
- 2 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証書類

第5 審査の着眼点

別紙特別会計歳入歳出決算着眼点のとおり

第6 審査の実施手続

試査を基本とし、決算書類について関連証憑の突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法により実施した。

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であることが認められた。

第8 審査の意見

川尻財産区の決算額は、歳入2,305万円で、前年度と比べ470万円(16.9%)の減少となっている。これは、主として川尻財産区運営基金からの繰入金が280万円及び相模原市への土地貸付収入が245万円減少したことによるものである。川尻財産区運営基金からの繰入金は1,650万円で、歳入の71.6%を占めている。

歳出は、2,193万円で、前年度と比べ411万円(15.8%)の減少となっている。これは、主として造林振興事業費が256万円増加した反面、財産管理費が662万円減少したことによるものである。

本沢梅園以外の山林財産からの収益を見込むことが厳しい状況であるので、経常経費の節減に努め、財産区有財産の適切な維持・管理に今後とも努められたい。

第9 審査の内容

1 決算の概要

決算額は、歳入2,305万円、歳出2,193万円で、歳入歳出差引額は111万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないので、実質収支も同額である。

決算額を前年度と比較すると、歳入は470万円(16.9%)、歳出は411万円(15.8%)の減少である。

決 算 の 状 況

(単位：円、%)

区 分	3 年 度	2 年 度	増 減 額	増 減 率
予 算 現 額	24,151,000	29,339,000	△ 5,188,000	△ 17.7
歳 入 決 算 額 A	23,056,247	27,758,932	△ 4,702,685	△ 16.9
歳 出 決 算 額 B	21,937,663	26,049,933	△ 4,112,270	△ 15.8
形 式 収 支 (A-B) C	1,118,584	1,708,999	△ 590,415	△ 34.5
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	—
実 質 収 支 (C-D) E	1,118,584	1,708,999	△ 590,415	△ 34.5
前 年 度 実 質 収 支 F	1,708,999	1,742,536	△ 33,537	△ 1.9
単 年 度 収 支 (E-F)	△ 590,415	△ 33,537	△ 556,878	—

(1) 歳 入

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額(A)	調定額(B)	収入済額(C)	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						$\frac{(C)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
3	24,151,000	23,056,247	23,056,247	0	0	95.5	100
2	29,339,000	27,758,932	27,758,932	0	0	94.6	100
増減	△ 5,188,000	△ 4,702,685	△ 4,702,685	0	0	0.9	0
増減率	△ 17.7	△ 16.9	△ 16.9	—	—	—	—

歳入における決算の状況は、予算現額2,415万円に対し、調定額2,305万円で、その全額が収入済となっている。

前年度と比較すると、予算現額は518万円(17.7%)、調定額及び収入済額は470万円(16.9%)の減少となっている。

財源別対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率	
	3 年 度	2 年 度	3 年 度	2 年 度
自 主 財 源	23,056	27,759	100	100
依 存 財 源	0	0	0	0
計	23,056	27,759	100	100

(注) 本表は、地方財政状況調査の分類方法を準用した。

収入済額は、すべて自主財源である。

第 15 款 財産収入

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額(A)	調定額(B)	収入済額(C)	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						(C) (A)	(C) (B)
3	4,272,000	4,279,968	4,279,968	0	0	100.2	100
2	6,923,000	6,283,396	6,283,396	0	0	90.8	100
増減	△ 2,651,000	△ 2,003,428	△ 2,003,428	0	0	9.4	0

収入済額427万円を前年度と比較すると200万円(31.9%)の減少である。これは主として、生産物売払収入が48万円増加した反面、土地貸付収入が245万円減少したことによるものである。

収入済額の主なもの

- ・ 生産物売払収入 205万円
- ・ 土地貸付収入 201万円

第 20 款 繰入金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額(A)	調定額(B)	収入済額(C)	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						(C) (A)	(C) (B)
3	19,253,000	16,500,000	16,500,000	0	0	85.7	100
2	22,069,000	19,300,000	19,300,000	0	0	87.5	100
増減	△ 2,816,000	△ 2,800,000	△ 2,800,000	0	0	△ 1.8	0

収入済額1,650万円は川尻財産区運営基金繰入金である。

第25款 繰越金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額(A)	調定額(B)	収入済額(C)	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						$\frac{(C)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
3	624,000	1,708,999	1,708,999	0	0	273.9	100
2	345,000	1,742,536	1,742,536	0	0	505.1	100
増減	279,000	△ 33,537	△ 33,537	0	0	△ 231.2	0

収入済額170万円は前年度剰余金で、前年度と比較すると3万円(1.9%)の減少である。

第30款 諸収入

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額(A)	調定額(B)	収入済額(C)	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						$\frac{(C)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
3	2,000	567,280	567,280	0	0	28,364	100
2	2,000	433,000	433,000	0	0	21,650	100
増減	0	134,280	134,280	0	0	6,714	0

収入済額は56万円である。

収入済額の主なもの
・梅園管理協力金

49万円

(2) 歳 出

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
3	24,151,000	21,937,663	0	2,213,337	90.8
2	29,339,000	26,049,933	0	3,289,067	88.8
増減	△ 5,188,000	△ 4,112,270	0	△ 1,075,730	2.0
増減率	△ 17.7	△ 15.8	—	△ 32.7	—

歳出における決算の状況は、予算現額2,415万円に対し、支出済額2,193万円で、執行率は90.8%となっている。これらを前年度と比較すると、予算現額は518万円(17.7%)、支出済額は411万円(15.8%)の減少であり、執行率は前年度と比較すると2.0ポイント上昇している。

不用額221万円は、予算現額の9.2%(前年度11.2%)である。

第5款 議会費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
3	642,000	521,374	0	120,626	81.2
2	651,000	531,785	0	119,215	81.7
増減	△ 9,000	△ 10,411	0	1,411	△ 0.5

支出済額52万円は議員報酬費及び議会事務費である。

支出済額の主なもの

・議員報酬費 49万円

不用額の主なもの

・議員報酬費 6万円

第10款 総務費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
3	23,009,000	21,416,289	0	1,592,711	93.1
2	28,442,000	25,518,148	0	2,923,852	89.7
増減	△ 5,433,000	△ 4,101,859	0	△ 1,331,141	3.4

支出済額2,141万円を前年度と比較すると410万円(16.1%)の減少である。これは主として、造林振興事業費が256万円増加した反面、財産管理費が662万円減少したことによるものである。

支出済額の主なもの

- ・ 財産管理費 1,318万円
- ・ 本沢梅園管理費 432万円
- ・ 造林振興事業費 360万円

不用額の主なもの

- ・ 本沢梅園管理費 62万円

第25款 予備費

(単位：円)

区分 年度	予 算 額	充 用 額	予 算 現 額	不 用 額
3	500,000	0	500,000	500,000
2	324,000	78,000	246,000	246,000
増減	176,000	△ 78,000	254,000	254,000

予備費の充用は、なかった。

2 実質収支に関する調書

実質収支に関する調書に記載されている川尻財産区特別会計の計数は、次のとおりである。

実 質 収 支

(単位：千円)

会計区分	歳入 歳出 差引額	翌年度へ繰り越すべき財源			実質収支
		継続 繰越額	明許 繰越額	事故 繰越し額	
川尻財産区特別会計	1,118	0	0	0	1,118

3 財産に関する調書

公有財産及び基金の異動状況は、次のとおりである。

財 産 の 状 況

区 分		単位	2年度末現在高	3年度中増減高	3年度末現在高
公有財産	土地	m ²	766,496.68	0	766,496.68
	建物	m ²	52.00	0	52.00
	出資による権利	円	420,000	0	420,000
基金	資基金積立金 川尻財産区運営基金	円	242,936,812	△ 16,291,399	226,645,413

(土地のうち山林の内訳)

区 分	面 積 (m ²)			立木の推定蓄積量 (m ³)		
	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高
山 林	766,241.77	0	766,241.77	6,821.43	14,180.29	21,001.72

(1) 公有財産

ア 土地及び建物

土地及び建物の年度末現在高は766,496m²及び52m²で、前年度と同じである。また、令和3年10月末の分収造林契約満了に伴い、造林組合の地上権が消滅したため、山林の立木の推定蓄積量の年度末現在高は21,001m³となり、前年度と比較すると14,180m³増加している。

イ 出資による権利

出資による権利の年度末現在高は42万円で、前年度と同じである。

(2) 基金

基金の年度末現在高は2億2,664万円で、前年度と比較すると1,629万円減少している。

特別会計歳入歳出決算審査着眼点

1 形式審査

- (1) 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書(以下「決算書等」という。)は法令で定める様式を基準として作成されているか。
- (2) 決算書等の計数は正確か。
- (3) 歳入歳出決算額は証拠書類と一致しているか。
- (4) 歳入歳出差引残額又は歳入不足額は適正に処理されているか。
- (5) 実質収支に関する調書の数値は歳入歳出決算書及び同事項別明細書と一致しているか。
- (6) 翌年度繰越額は繰越計算書の金額と一致しているか。

2 実質審査

(1) 予備調査(計数分析)

- ア 総計決算と純計決算の計数比較
- イ 会計別、款・項別予算執行状況の年度間比較
- ウ 会計別、款・項別決算(性質別)の年度間比較
- エ 会計別、款・項別決算(目的別)の年度間比較
- オ 会計別、自主財源、依存財源の年度間比較
- カ 会計別、一般財源、特定財源の年度間比較
- キ 会計別、市債現在高の年度間比較
- ク 会計別、債務負担行為(翌年度以降支出予定額)の年度間比較
- ケ 財政指標の年度間比較
 - (ア) 経常収支比率
 - (イ) 実質収支比率
 - (ウ) 財政力指数
 - (エ) 公債費負担比率

(2) 内容審査

- ア 共通的事項
 - (ア) 違法又は不当な収入・支出はないか。また、出納閉鎖期後の収入・支出はないか。
 - (イ) 年度区分及び会計区分を誤っているものはないか。
 - (ウ) 予算科目の誤りはないか。
 - (エ) 予算外の収入・支出はないか。また、収入・支出を相殺しているものや、還付金の収入・支出を誤っているものはないか。
 - (オ) 会計間の独立はおかされていないか。また、収入区分及び経費支出区分は明確、かつ適正になされているか。
 - (カ) 収入・支出の振替及び更正の手続は適正に行われているか。
 - (キ) 前年度の収入未済額は当年度繰越調定額と符合しているか。
 - (ク) 前年度の決算における翌年度への繰越金は相違なく当年度の歳入に入っているか。
 - (ケ) 各会計及び経営的性質を有する事業の収支は均衡が保たれているか。
 - (コ) 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。
 - (サ) 事故繰越しの理由、金額及び手続は適正か。
 - (シ) 経費の節減、組織及び運営の合理化に努力しているか。
 - (ス) 前年度決算についての市議会付帯決議等に対して、適切な措置がとられたか。

- (セ) 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。
- (ソ) 監査、検査等において指摘した事項について必要な措置がとられたか。
- (タ) 特別会計において、消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。

イ 歳入

- (ア) 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。
- (イ) 調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
- (ウ) 調定の時期及び手続は適正か。
- (エ) 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。また、前年度と比べて著しい増減はないか。その理由は何か。
- (オ) 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。その理由は何か。
- (カ) 収入方法、収入時期は適切か。継続的に遅れているものはないか。
- (キ) 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- (ク) 減免、分納等の理由は適正か。
- (ケ) 国庫支出金、県支出金、負担金、公債収入等特に歳出と関連のあるものの支出に対応する収入確保の措置は適当か。
- (コ) 諸収入、繰入金等において、一時的に歳入不足を補填することで、財政の健全性を保つことができなくなるような性質のものはないか。
- (サ) 地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率などは、予算で定めたとおりとなっているか。

ウ 歳出

- (ア) 事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か。
- (イ) 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- (ウ) 予備費充用又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- (エ) 当面必要としない物件の購入等による予算の浪費、冗費支出はないか。
- (オ) 委託料、工事請負費等の支出の時期及び額は適切か。また、監督・検査検収は確実にされているか。
- (カ) 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実にされているか。
- (キ) 投資、出資金、貸付金等において、一時的に他会計の歳入不足を補填することで、財政の健全性を保つことができなくなるような性質のものはないか。
- (ク) 継続費の逡次繰越し、繰越明許費による繰越し、事故繰越し等の繰越理由及び手続は適正か。
- (ケ) 継続費などによる契約の内容は、予算の定める総額、年割額などのとおりとなっているか。

エ 財産

- (ア) 異動増減の理由及び処理は適正か。また、現在高は正確か。
- (イ) 貸付(使用許可)の理由及び条件等は適切か。
- (ウ) 基金について、当初の設置目的を達したため見直すべきものはないか。